下松市・記者発表（配布）資料

令和８年１１月４日

部　課　名	課　　長	担　当　係　長	連　絡　先（直通）
総務部総務課	在津　剛	小林　良平	0833-45-1807

１　件　名	令和８年１１月の強調月間推進項目について
２　概　要	下松市では、毎月、強調月間推進項目及び実践事項を定め、裏面のとおり職員に通達しています。
３　内　容	別紙　①火災予防について ②児童虐待防止の推進について 詳しくは、①消防本部予防課　0833-45-1882 ②こども家庭課相談支援係　0833-45-1873 にお問い合わせください。
４　対象者	下松市職員
５　その他	実践事項は裏面のとおり

各部課等の長　様

消　防　長

火災予防について

これから火災が発生しやすい時季を迎え、防火意識の高揚と火災予防体制の一層の充実を図る目的で、１１月９日(月)から１１月１５日(日)までの間、全国一斉に秋の火災予防運動が実施されます。

つきましては、１１月を「火災予防強調月間」とし、下記事項を特に推進することとしましたので、所属職員に周知徹底してください。

スローガン

『火の確認　いい日を支える　いい習慣』　(全国統一防火標語)

＜　実践事項　＞

１　住宅防火対策の推進

(1) 自宅の住宅用火災警報器を点検する。

(2) 寝たばこは絶対にしない、させない。

(3) ストーブの近くに物を置かない。

(4) コンロを使うときは火のそばを離れない。離れるときは、ガスコンロの火や電磁調理器具の電源を必ず消す。

(5) コンセントのほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

２　放火火災防止対策の推進

(1) 建物の周りに燃えやすいもの（段ボール、古新聞等）を置かない。

(2) ごみは決められた日の朝に出す。

(3) 車庫、物置き等は確実に施錠し、不審者の侵入を防ぐ。

３　職場における防火安全対策の徹底

(1) タコ足配線はしない。コンセント周辺の清掃を実施する。

(2) 万が一に備えて消火器、屋内消火栓、排煙設備の設置場所及び操作方法を確認する。

(3) 安全・確実・迅速に避難できるよう、防火戸の周囲、通路、階段に物を置かない。

各部課等の長　様

こども未来部長

児童虐待防止の推進について

すべてのこどもは、「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることなどを保障される権利があります。こどもの健やかな成長に影響を及ぼす児童虐待の防止は、社会全体で取り組むべき重要な課題です。

こども家庭庁では、毎年１１月を「秋のこどもまんなか月間」と定め、こども・子育てにやさしい社会づくりのための各種取組を行っています。

つきましては、本市においても１１月を「児童虐待防止の推進強調月間」とし、下記事項を特に実践することとしましたので、所属職員に周知徹底してください。

記

＜　実践事項　＞

１　児童虐待について正しい知識と理解を深める。

○児童虐待の定義（児童虐待の防止等に関する法律第２条）

（1）身体的虐待：殴る、蹴る、激しく揺さぶる等

（2）性的虐待：こどもへの性的行為、性的行為を見せる等

（3）ネグレクト：食事を与えない、ひどく不潔にする、病気になっても受診させない等

（4）心理的虐待：言葉による脅し、兄弟間での差別的扱い、こどもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ＤＶ：ドメスティックバイオレンス）等

○令和２年４月から、子どもへの体罰は法律で禁止されています。

２　児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、ためらわず通告する。（児童福祉法第２５条、児童虐待の防止等に関する法律第６条）

・周南児童相談所　0834-21-0554

・下松市こども家庭課相談支援係　0833-45-1873

・児童相談所全国共通ダイヤル（24時間対応）189（いちはやく）

３　子育てや親子関係などの悩みがある場合は、一人で抱え込まず、相談する。